

**第2回地元協議会の資料2を
現施設と条件を一致させました。**

排ガスの基準値（自主基準値）

○法令等基準値、現施設の状況、県内の同規模施設の自主基準値等を踏まえ、技術的に可能な**自主基準値を設定**します。

設置者 項目	【参考】 法令等基準値	埼玉中部 環境保全組合	ふじみ野市	埼玉西部 環境保全組合	久喜市	朝霞和光 資源循環組合
施設規模 [t/日]	—	167	142	130	155	175
処理方式	—	未定	ストーカ式焼却	ストーカ式焼却	ストーカ式焼却	ストーカ式焼却
竣工年度	—	2032年度予定	2016年度	2022年度	2027年度予定	2028年度予定
ばいじん [g/m ³ N]	0.04※ ¹	0.01	0.01	0.01	0.01	0.01
硫黄酸化物 [ppm]	約5,000※²	20	20	25	30	30
(K値)	K値規制以下	(17.5)	(9.0)	(17.5)	(17.5)	(9.0)
窒素酸化物 [ppm]	180	50	50	50	50	70
塩化水素 [ppm]	123	20	20	30	30	50
ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]	0.1※ ¹	0.01	0.01	0.1	0.1	0.1
水銀 [μg/m ³ N]	30	30	不明	30	30	30
一酸化炭素(CO) (1時間平均) [ppm]	100	100	100	100	100	100

※ 排ガスに係る基準値は、酸素濃度12%換算値 ※1 焼却能力4t/時・1炉以上

※2 現施設と同じ設計値（有効煙突高59m、最大乾き排ガス量16,890m³N/h）と仮定した場合の数値

埼玉中部環境センター 現施設と新施設の各種基準値の比較

埼玉中部環境センター令和4年度排ガス実績値

測定日	ばいじん (g/m ³ N)	硫黄酸化物 ^{※1} (m ³ N/h)	窒素酸化物 (ppm)	塩化水素 ^{※2} (mg/m ³ N)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m ³ N)	水銀 (μg/m ³)	一酸化炭素 ^{※3} (一時間平均) (ppm)
R4.4.20	0.0008	0.12	120	23	0.000035	0.087	23
R4.6.10	<0.0005	0.24	100	21	0.0014	0.11	
R4.10.11	<0.0005	0.06	140	8	—	0.45	
R4.11.2	<0.0005	0.16	100	13	0.0032	0.11	
R4.12.2	<0.0005	0.16	110	9	—	0.18	
R5.2.7	<0.0005	0.24	97	24	—	0.085	
現施設 法令等基準値	0.15	約5,000(ppm) ⇒85.58(m ³ N/h)	250	200(mg/m ³ N)	5	50	100
現施設 自主基準値等	0.03	50(ppm) ⇒約0.8(m ³ N/h)	150	50(ppm) ⇒約81.5(mg/m ³ N)	0.5	50	100
新施設 法令等基準値	0.04	約5,000(ppm) ⇒85.58(m ³ N/h)	180	123(mg/m ³ N)	0.1	30	100
新施設 自主基準値等 (案)	0.01	20(ppm) ⇒約0.32(m ³ N/h)	50	20(ppm) ⇒約32.6(mg/m ³ N)	0.01	30	100

※1 硫黄酸化物の自主基準値の単位換算(ppm⇒m³N/h)に当たっては、最大乾き排出ガスを16,000(m³N/h)として計算した。

※2 塩化水素の単位換算(ppm⇒mg/m³N)に当たっては、「大気汚染防止法に基づく窒素酸化物の排出基準の改定等について」(昭和52年6月16日公布、環大規136号)に基づいて行った。

※3 一酸化炭素については、基準値等を超過しないよう炉ごとに常時監視を行っている。本資料では参考として3号炉の令和5年1月から3月の3か月の平均値を記載した。